

認可外保育施設を  
利用している方へ

## 10月から 幼児教育・保育の無償化がスタートします

- 無償化の対象となるためには、知名町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

（注1）認可外保育施設は、こども園や保育所に入れず、やむを得ず利用される方がいらっしゃることを踏まえ、無償化の対象となりました。認定こども園や保育所を利用できていない方が対象となります。

（注2）「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。

- 3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもたちは、月額3.7万円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化の対象となります。

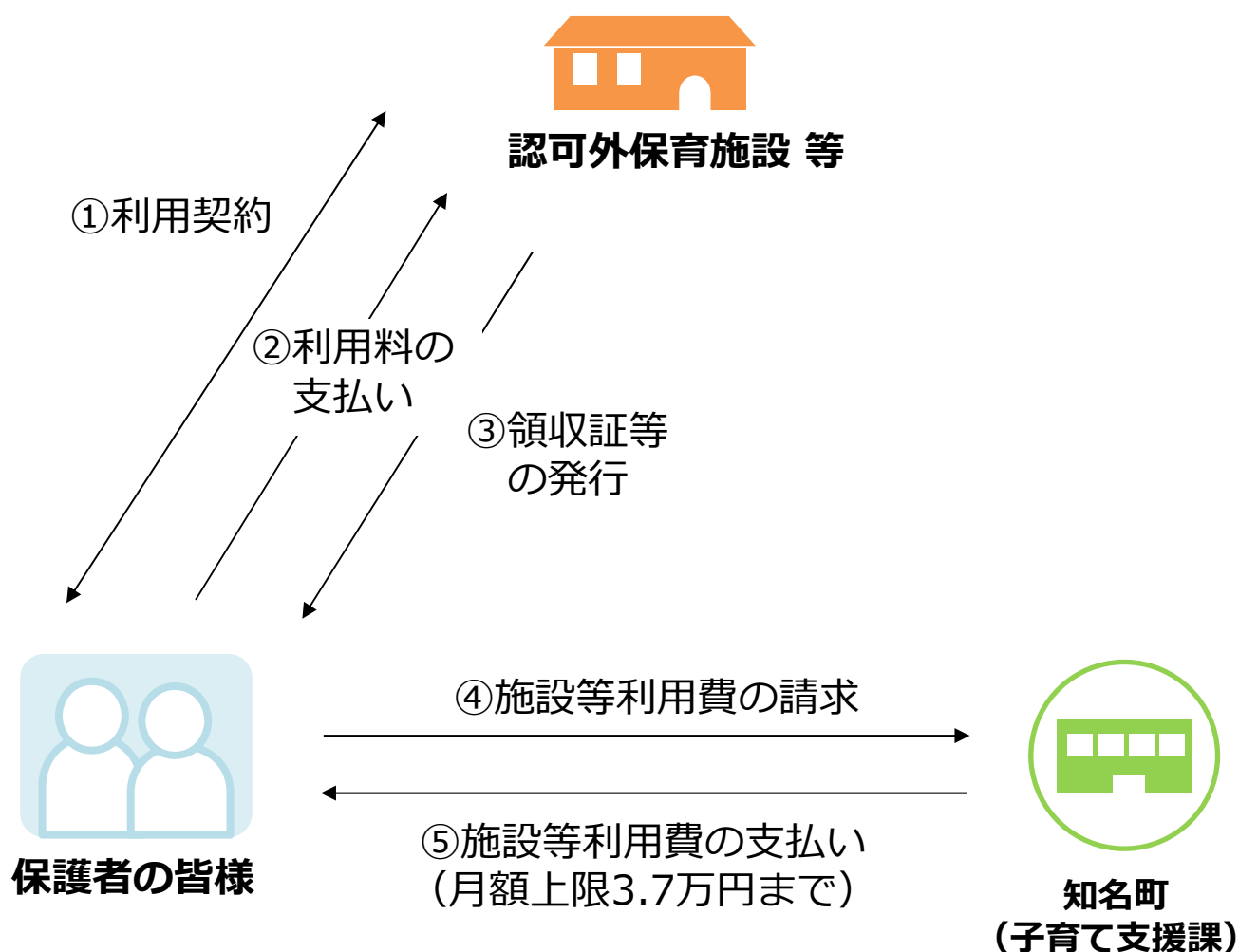
（注）知名町の所定の請求書に必要事項を記載し、施設が発行する領収証等を添付して、知名町子育て支援課に申請することが必要です。

- 都道府県等に届出をした認可外保育施設（認可外の事業所内保育所等 に加え、

- ・ 一時預かり事業（認定こども園、保育所）
- ・ 病児保育事業（本部医院内）  
が対象です。

（注）無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要ですが、現在基準を満たしていない施設がこれから基準を満たすため、5年間の猶予期間を設けています。

## [基本的な手続きのイメージ]



- ※保育の必要性の認定を受けていない場合、まず、知名町に申請が必要です。
- ※請求・支払いの時期など、手続の詳細については、知名町子育て支援課にご確認ください。
- ※施設によって、手続きが異なる場合があります。
- ※無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

問い合わせ先：

【無償化の給付や保育の必要性の認定の手続について】

知名町子育て支援課

TEL：0997-84-3170